

～あなたの意見・アイディアが住みよいまちづくりにつながります～
町長への提言をお寄せください

問合せ 秘書広報課
広報広聴担当 内線286

町では、皆さんのご提案・ご意見を、町の業務改善や政策に活かすため、「町長への手紙」「町長へのメール」「町長へのFAX」を実施しています。
令和元年度に寄せられた提言は265件です。皆さんからいただきましたご意見の集計結果は以下のとおりです。

【内容別集計】

内容分類	件数	内容分類	件数
町政方針	17	産業・観光	8
環境	54	道路・都市計画・水道	9
交通安全	23	学校教育	19
防災・防犯	52	生涯学習	6
福祉	15	職員関係	29
保健・健康	3	その他	30
		合計	265



▼町長へのご提言・ご意見はこちらまで

杉戸町をより良くするための、建設的なご意見をお寄せください。

◆町長への手紙

「町長への手紙」の便箋と封筒、投函箱が役場や各公民館に備えてあります。ご記入のうえ、各施設の投函箱にご提出ください。

◆町長へのメール

町ホームページの専用フォームから送信ください。

町ホームページ専用フォーム▶



◆町長へのFAX

送信用紙に、住所・氏名・年齢・電話番号・FAX番号を記入のうえ、送信ください。 FAX番号 (33) 4550

ご提出の際の注意事項

- 住所・氏名・電話番号を必ずご記入ください。連絡先が未記入の場合、お寄せいただいた貴重な意見に対して回答することができません。
- ご質問などに対する回答は、内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 町の施設・窓口のご案内、各種手続や業務に関するお問合せなどは、直接担当課へご連絡ください。

『令和元年度杉戸町みんなでつくる
まちづくり支援制度』 支援結果

問合せ 住民協働課
住民協働担当 内線283

町では、住民団体が自主的・自発的に取組むことにより、まちづくりへつながる活動を支援するため、団体が実施する事業に対して支援金を交付しています。令和元年度の支援結果は、下記のとおりです。

【令和元年度支援結果】 ●令和元年度 交付事業数：17件 交付金額：856,000円

No.	団体名	事業名	交付金額(円)
1	杉戸町民謡連合会	第35回杉戸町民謡連合会発表会	70,000
2	フレッシュタウン自治会	フレッシュタウン納涼花火大会(心のふれあい活動)	100,000
3	2019年上田夏祭り実行委員会	9-2区住民による手作り夏祭り	25,000
4	杉戸町の生活と観光写真コンテスト実行委員会	杉戸町の生活と観光写真コンテスト	45,000
5	すまえるプロジェクト	すまえるプロジェクト	40,000
6	杉戸高野台さくら祭実行委員会	杉戸高野台さくら祭	100,000
7	杉戸町美術展覧会実行委員会	第7回杉戸町美術展覧会	50,000
8	杉戸昔あそび伝承会	昔あそびの伝承	60,000
9	杉の子吹奏楽団	幼児・児童・生徒たちに本物の音楽を届けよう(杉の子吹奏楽団第14回ファミリーコンサート)	100,000
10	中志地区夏祭り実行委員会	中志地区2019年夏祭り	25,000
11	夏祭りイベント実行委員会	上株地区夏祭りイベント開催	25,000
12	ふれあい祭り実行委員会	ふれあい祭り	25,000
13	杉戸町図書館友の会	ドキュメンタリー映画「カレーライスを一から作る」上映会	25,000
14	泉地域ファンづくり倶楽部	ドッグランで地域活性化事業	20,000
15	杉戸町身体障がい者福祉会	平成31年度杉戸町身体障がい者福祉会上映会	18,000
16	障がい者サロン	障がい者サロン「より処」	28,000

交付要綱第11条(学問・スポーツ・芸術等の関東圏大会出場)

No.	団体名	事業名	交付金額(円)
1	杉戸中学校空手クラブ	第27回全国中学生空手道選手権大会	100,000

国民健康保険にご加入の皆様へ

問合せ 町民課 国民健康保険担当 内線257・457

■令和2年8月1日から被保険者証が新しくなります！

現在お持ちの被保険者証の有効期限満了日は、7月31日(金)です。その後は使用できません。

新しい被保険者証(ピンク色)は、7月下旬までに簡易書留で郵送します。届きましたら、記載内容を必ずご確認ください。新しい被保険者証の有効期間は8月1日(土)から令和3年7月31日(土)です。

■限度額適用認定証および限度額適用・

標準負担額減額認定証をお使いの方へ

上記認定証が有効期限を迎えます！ **要申請**

8月1日以降も引き続き必要な方は、改めて申請が必要になります。8月1日から有効の申請手続きは、8月3日(月)からの受付となります。

発行対象者 ①国民健康保険税に未納がない世帯の方
②16歳以上の国保加入者(国保未加入の世帯主も含む)が全員所得の申告をしている世帯の方

※所得がない方や、親族の扶養になっている方も申告が必要です。

■令和2年度国民健康保険税納税通知書について

納税通知書を世帯主あて(世帯主が加入していない世帯も含む)

に送付します。お手元に届きましたら、記載内容をお確かめください。

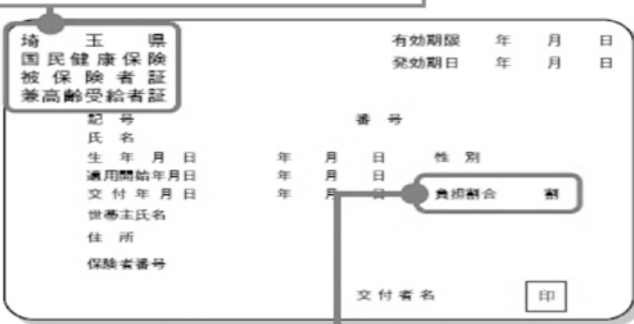
特別な事情がなく国民健康保険税を滞納した場合、通常の被保険者証のかわりに有効期限が短い「短期被保険者証」が交付されることになりますので、必ず期限内に国民健康保険税を納付しましょう。

■70歳から74歳までの被保険者の方へ

今まで70歳から74歳までの方には、被保険者証のほかに、医療機関を受診する際の自己負担割合(2～3割)が記載された高齢受給者証を交付していましたが、8月1日(土)から、被保険者証と高齢受給者証を一体化しますので、被保険者証1枚で医療機関を受診できるようになります。

令和3年7月31日(土)までに70歳になられる方については、有効期限が誕生月の末日までとなっております。有効期限満了日前に、新しい被保険者証を送付します。

「高齢受給者証」の表記が追加



ここに負担割合が記載

新型コロナウイルス感染症による
国民健康保険税の減免について

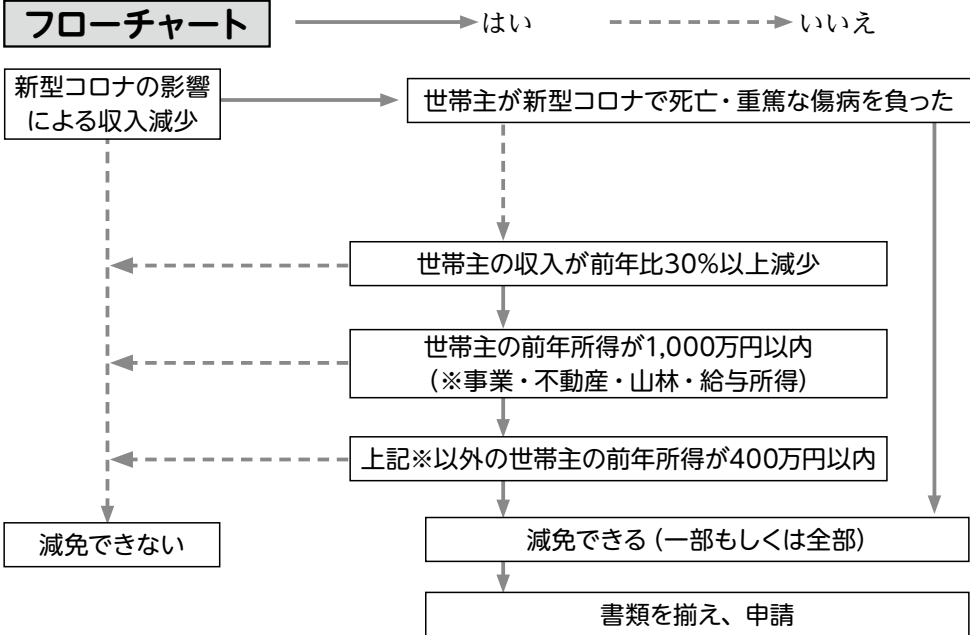
申請・問合せ

町民課 国民健康保険担当 内線257・457

新型コロナウイルス感染症(以下新型コロナ)の影響により世帯主の収入が減少した場合、国民健康保険税が一定の割合減免になる場合があります。下記フローチャートで減免に該当するかどうかご確認ください。

申請期限 7月31日(金)(令和2年度分は各納期限まで) **申請方法** 町民課窓口または郵送にて申請

申請書類 ・減免申請書、収入見込申請書(町ホームページまたは窓口)
・世帯主の令和元年度分と令和2年度分の収入が証明できる帳簿や給与明細等の写し等
(窓口来庁の場合は、本人確認書類と印鑑が必要です)



【注意】
自己都合退職者は減免対象外です。
※新型コロナの影響による退職である事業主の証明(解雇通知、退職証明書、廃業届等)がある方は対象です。
※会社都合退職でハローワークより雇用保険受給資格者証が発行された方は、前年所得を100分の30とみなす軽減となります。